

令和4年10月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和4年10月5日（水）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が10月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

5番 圭田 忠公 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 非農地証明願いについて

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

議案第52号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。
- 議長 それでは議長をしばらく務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席5番の疋田委員が欠席となっており、出席は11名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号7番 佐藤 幸子委員と、議席番号8番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議に入ります。
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出があったので提案する。
令和4年10月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次に2ページをお開きください。
番号1（畑）42m²については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、(畝)958m²については、農地集約のため交換により所有権を移転するものです。

番号3、(畝)369m²については、農地集約のため交換により所有権を移転するものです。

番号4、(畝)1,375m²外2筆 合計2,550m²については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。9月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳井 委員 私柳井と、藤嶋委員、事務局と、9月27日に実施しました議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畝については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畝で、草刈り等により管理されているほか、梅の木が植えられています。また、敷地の一角には車庫のようなものがありましたが撤去されています。許可後はカボス等果樹類の作付けを行うとのことです

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2と3の畝については、農地の集約化のため交換を行うものです。

番号2の申請地は1筆の畝で、現在アボカドの苗木が植えられており、今後も管理を続けていくとのことです。番号3の申請地は1筆の畝で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畠で、それぞれ草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第2地区、首藤推進委員さん。

首藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号1の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されているほか、梅の木が植えられています。許可後はカボス等の果樹を植えるとのことで、特に問題無いと思われます。

議長 続きまして、第3地区、足立推進委員さん。

足立 第3地区、推進委員の足立です。

推進委員 番号2と3の畠については、農地の集約化のため、それぞれ自宅の近くの畠と交換を行うものです。

番号2の申請地は1筆の畠で、現在アボカドの苗木が植えられており、今後も管理を続けていくとのことです。番号3の申請地は1筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。いずれも、特に問題は無いと思われます。

番号4の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畠で、それぞれ草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。こちらも、特に問題は無いと思われます。

議長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖　　はい。

委員

議長　　1番、後藤委員さん。

後藤聖　　番号2、3の農地交換について、2番は958m²、3番は369m²で面積に差がありますが、本人同士で話し合いはできているのでしょうか。

委員

議長　　事務局より説明をお願いします。

首藤　　ご指摘の通り、こちらとしても申請を受け付ける時点で、面積に違いがあることは認識しております。それについては、それぞれの自宅の近く
主幹　　の圃場ということと、双方合意をされたうえで持ってきてるので、こちらとしては受け付けております。

議長　　面積は倍くらい違うのですが、金銭ではなく、交換という形で処理しているということでいいのでしょうか。

首藤　　はい。

主幹

後 藤 わかりました。
委 員

議 長 ありがとうございました。他に質疑はありませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5ページとなります。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和4年10月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 249m² 外1筆、合計337m² については、使用賃借権の設定を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号 2、(畑) 171 m² 外 1 筆、合計 187 m² については、所有権の移転を行い、駐車場と庭の拡張を行うものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、(畑) 165 m² 外 1 筆、合計 195 m² については、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、9 月 27 日に実施しました議案第 49 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 2 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、駐車場や庭として利用するものです。

申請地は譲受人の自宅前の 2 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 2 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は2筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。周囲は住宅地や学校のグラウンドになっており、特に周辺の農業への影響はないと思われます。

番号2の畠については、所有権を取得し、駐車場や庭として利用するものです。

申請地は譲受人の自宅前の2筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。周囲は住宅地になっており、問題は無いと思われます。

番号3の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は2筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。東側に菜園があるほかは、特に周りに農地もなく、問題は無いと思われます。
以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第50号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8ページをお開きください。

議案第50号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年10月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 189.9 m² 申請者の土地については、昭和41年頃より、住宅が建設され宅地として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号2、(畑) 218 m² 申請者の土地については、平成10年頃より耕作されず原野化した土地になります。チェックリストについては、③の周囲の状況から農地に復元しても継続利用が見込めない土地に該当し、(ア)から(オ)の要件をみたしている土地となります。

番号3、(畑) 257 m² 申請者の土地については、昭和21年頃より住宅や倉庫等が建設され、宅地として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号4、(田) 271 m² 他3筆 合計 959 m²、申請者の土地については、昭和34年頃より住宅が建設され、宅地として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の10~11ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願4件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 50 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 50 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 12 ページとなります。

議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあつたので提案する。

令和 4 年 10 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「令和 4 年 10 月 5 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和 4 年 9 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、 $2,964 \text{ m}^2$ 3 筆、畑については、 $8,308 \text{ m}^2$ 4 筆、合計面積は $11,272 \text{ m}^2$ 7 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 7 名に対して、借り手は 6 名となります。各筆明細につきましては、4~6 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和4年10月5日公告予定の農用地利用集積計画（第10号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第51号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第51号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第52号 農用地利用配分計画案の意見聴取についてですが、城野委員さんが関係者でございますので、一旦、退席をお願いしたいと思います。

— 城野委員 退席 —

議長 それでは、事務局より説明をお願い致します。

次長 13ページをご覧ください。

議案第52号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和4年10月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 $4,166\text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明しますので、ご覧ください。

(田) 1筆 414 m^2 を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に5ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 200 m^2 を配分するものです。農用地の所在は6ページに掲載していますのでご覧ください。

次に7ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 $2,594\text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は8ページに掲載していますのでご覧ください。

次に9ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 9筆 合計 $18,336\text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は10ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、5件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第52号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

事務局、城野委員に着席をするよう伝えてください。

— 城野委員 着席 —

議長 以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。